

青森県報

第八百九十七号

令和七年
四月四日
(金曜日)

目次

告 示

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定医師に診察を行わせることができる精神科病院の認定……………(障 祉が 課い) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の六第二項後段に規定する措置を採ることができる応急入院指定病院の指定……………(同) ……二
- 特定計量器の定期検査の実施……………(経 済 産 業 政 策 課) ……二
- 青森県農林水産部車両貸借に係る一般競争入札……………(農 林 水 産 政 策 課) ……六
- 県営土地改良事業計画の変更の決定……………(農 村 整 備 課) ……八

公 告

告 示

青森県告示第二百五十四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十一条第四項及び第三十三条第三項の規定により、特定医師に診察を行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

令和七年四月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 期 限
医療法人清照会 湊病院	八戸市大字新井田字松山下野 場七の一五	令和五・二・三〇	令和八・二・二五

青森県告示第二百五十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十一条第四項及び第三十三条第三項の規定により、特定医師に診察を行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

令和七年四月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 期 限
医療法人芙蓉会 芙蓉会病院	青森市大字雲谷字山吹九三の一	令和五・二・二四	令和八・二・三

青森県告示第二百五十六号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十一条第四項及び第三十三条第三項の規定により、特定医師に診察を行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

令和七年四月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 期 限

一般財団法人愛成会弘前愛成会病院	弘前市大字北園一丁目六の二	令和七・四・一	令和二〇・三・三一
医療法人青仁会青南病院	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	〃	〃
社会医療法人松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	〃	〃

青森県告示第二百五十七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三条の六第二項後段に規定する措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。

令和七年四月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一般財団法人愛成会弘前愛成会病院	弘前市大字北園一丁目六の二	令和七・四・一	令和二〇・三・三一
医療法人青仁会青南病院	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	〃	〃
社会医療法人松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	〃	〃

青森県告示第二百五十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

令和七年四月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 検査対象特定計量器
計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり
- 二 実施期日、実施場所及び検査対象区域

実施期日	実施場所	検査対象区域
令和七年五月七日 午前十時三十分から正午まで 午後一時から午後三時まで	津軽みらい農業協同組合沿川支店倉庫	板柳町
令和七年五月八日 午前十時三十分から正午まで 午後一時から午後三時まで	板柳町公民館	
令和七年五月十二日 午前十時から午前十一時三十分まで 午後一時から午後二時まで	中郷公民館	黒石市
令和七年五月十三日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで	六宝館	
令和七年五月十四日 午前十時三十分から正午まで 午後一時から午後三時まで	津軽みらい農業協同組合山りんごセンター	
令和七年五月十五日 午前十時三十分から正午まで 午後一時から午後三時まで	黒石市役所本庁車庫	
令和七年五月十六日 午前十時三十分から正午まで		

令和七年五月十六日 午後一時から午後二時まで	令和七年五月十九日 午前十一時から正午まで	令和七年五月二十日 午前九時三十分から正午まで	令和七年五月二十日 午後一時から午後二時まで	令和七年五月二十一日 午後一時から午後三時まで	令和七年五月二十二日 午前九時三十分から正午まで	令和七年五月二十二日 午後一時から午後三時まで	令和七年五月二十三日 午前九時三十分から正午まで	令和七年五月二十六日 午前十一時から正午まで	令和七年五月二十六日 午後一時から午後二時まで	令和七年五月二十七日 午前十一時から正午まで	令和七年五月二十七日 午後一時から午後三時まで	令和七年五月二十八日 午前九時三十分から正午まで	令和七年五月二十八日 午後一時から午後三時まで	令和七年五月二十九日 午前十時三十分から正午まで	令和七年五月二十九日 午後一時から午後二時まで	令和七年五月三十日 午前十時三十分から正午まで
近川集会所		むつ市中央公民館		むつ来さまい館 イベントホールB		小泊漁業協同組合		すくすくこどもり館		つがるにしきた農業協同組 合内潟事業所倉庫(旧第六号倉庫)		つがるにしきた農業協同組 合武田事業所倉庫(旧第二号倉庫)		総合文化センターパルナス		
中泊町												むつ市				

令和七年六月二日 午前十一時から正午まで	令和七年六月二日 午後一時から午後一時三十分まで	令和七年六月三日 午前十時三十分から正午まで	令和七年六月四日 午前十時三十分から正午まで	令和七年六月五日 午前十時三十分から午前十一時まで	令和七年六月五日 午後一時から午後二時まで	令和七年六月六日 午前十時三十分から正午まで	令和七年六月六日 午後一時から午後二時まで	令和七年六月九日 午前十時三十分から正午まで	令和七年六月九日 午後一時から午後二時まで	令和七年六月十日 午前十時三十分から正午まで	令和七年六月十日 午後一時から午後三時まで	令和七年六月十一日 午後一時から午後三時まで	令和七年六月十二日 午前九時三十分から正午まで	令和七年六月十二日 午後一時から午後三時まで	令和七年六月十三日 午前九時三十分から正午まで	令和七年六月十六日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで
十三コミュニティセンター	太田集会所	市浦庁舎車庫	川倉ふれあいセンター	喜良市コミュニティセンター	嘉瀬コミュニティセンター	金木総合支所	つがるにしきた農業協同組 合鶴翔ライスセンター	つがるにしきた農業協同組 合六号農業倉庫	鶴田町役場車庫	ふれあいと創造の館	深浦町役場	農村環境改善センター	中村公民館			
鶴田町												深浦町			鱈ヶ沢町	五所川原市

令和七年七月十一日 午前九時三十分から正午まで	令和七年八月二十五日 午前十一時から正午まで	令和七年八月二十五日 午後一時から午後二時三十分まで	令和七年八月二十六日 午前九時三十分から正午まで	令和七年八月二十七日 午前十一時から正午まで	令和七年八月二十七日 午後一時三十分から午後二時三十分まで	令和七年八月二十八日 午前九時三十分から午前十一時三十分まで	令和七年八月二十八日 午後一時から午後三時まで	令和七年八月二十九日 午前九時三十分から午前十一時まで	令和七年九月一日 午前十時三十分から正午まで	令和七年九月二日 午前十時三十分から午前十一時まで	令和七年九月二日 午後一時から午後二時三十分まで	令和七年九月三日 午後一時から午後二時まで	令和七年九月四日 午前十時三十分から正午まで	令和七年九月四日 午後一時から午後二時まで	令和七年九月五日 午前十時三十分から正午まで																		
おいらせ町役場本庁舎裏車庫										おいらせ農業協同組合七百出張所		六戸町役場車庫		二川目地区生活会館		十和田おいらせ農業協同組合 もいし支店 一川目事業所		おいらせ町役場分庁舎第二 駐車場		おいらせ町役場本庁舎裏車庫		十和田おいらせ農業協同組合 下田支店野菜センター		徳万才地区コミュニティセンター		千曳地区学習等供用センター		中央公民館		北農村環境改善センター		東北町役場本庁舎裏車庫	
東北町										六戸町		おいらせ町																					

令和七年九月五日 午後一時から午後二時まで	令和七年九月八日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで	令和七年九月九日 午前十時三十分から正午まで	令和七年九月九日 午後一時から午後三時まで	令和七年九月十日 午前十時三十分から正午まで	令和七年九月十日 午後一時から午後二時三十分まで	令和七年九月十一日 午前十時三十分から午前十一時まで	令和七年九月十一日 午前十一時三十分から正午まで	令和七年九月十二日 午前十時三十分から正午まで	令和七年九月十二日 午後一時から午後二時三十分まで	令和七年九月十六日 午前十時三十分から正午まで	令和七年九月十七日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで	令和七年九月十七日 午後一時から午後二時まで	令和七年九月十八日 午前十一時から正午まで	令和七年九月十九日 午前九時三十分から午前十時三十分まで	令和七年九月十九日 午前十一時から正午まで						
榎林地区農産物加工等施設		坪地区農産物加工等施設前倉庫		七戸町役場本庁舎裏車庫		荒屋平精米所		元山谷精米所（高屋敷）		七戸町役場七戸庁舎車庫		千歳平地区公民館		倉内コミュニティセンター		六ヶ所村役場平沼出張所		泊地区イベント広場		中央公民館	
七戸町										六ヶ所村											

三 検査を実施する指定定期検査機関の名称

令和七年九月十九日 午後一時から午後一時三十分まで	令和七年九月二十四日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで	令和七年九月二十四日 午後一時から午後二時まで	令和七年九月二十五日 午前九時三十分から正午まで	令和七年十月六日 午後一時三十分から午後二時まで	令和七年十月七日 午前十時三十分から正午まで	令和七年十月七日 午後一時から午後三時まで	令和七年十月八日 午前十時三十分から正午まで	令和七年十月八日 午後一時から午後二時三十分まで	令和七年五月七日から同年十二月二十六日まで
横濱町民交流センター (旧南部小学校玄関前)	トラベルプラザサンシャイン	横濱町役場前	馬門公民館	町立体育館					計量法第二十一条第三項に規定する届出をした場合にあっては、知事が指定する場所、特定計量器検査規程(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号に該当する場合にあっては、検査対象特定計量器の所在の場所
横濱町			野辺地町						黒石市 五所川原市 三沢市 むつ市 つがる市 深浦町 西目屋村 板柳町 鶴田町 野辺地町 七戸町 六戸町 東六ヶ所村 おいらせ町

一般社団法人青森県計量協会

公 告

青森県農林水産部車両貸借に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

令和七年四月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

二 賃貸借期間

令和七年十月一日から令和十四年九月三十日まで

三 納入期限及び配置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号(物品等の競争入札参加資格)の一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号(物品等の競争入札参加資格)の一又は令和七年二月十日青森県告示第六十号の一のいずれかの規定により、入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までに、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する自動車については、県が示した仕様を満たすこと及び保守・修繕の体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係資料を添えて、青森県農林水産部農林水産政策課長に提出し、審査を受けなければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。
- 2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
- 3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。
- 4 提出期限
令和七年四月二十三日 午後五時
- 5 提出場所
青森市長島一丁目の一
青森県農林水産部農林水産政策課経理グループ
電話 〇一七—七三四—九四六〇
- 6 提出部数 一部
- 六 入札及び開札に関する事項
- 1 開札の場所及び日時
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎北棟五階農林水産部B会議室
令和七年五月十五日 午前十時
- 2 入札説明書の交付場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一
青森県農林水産部農林水産政策課経理グループ
電話 〇一七—七三四—九四六〇
- 七 入札保証金に関する事項
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除する。
- 八 契約保証金に関する事項
入札説明書による。
- 九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内
落札者の決定方法

賃貸借に係る仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Name and Quantity of Articles to be Leased:

(1) One vehicle for the Department of Agriculture, Forestry, and Fisheries, Aomori Prefectural Government.

(2) Other specifications of the leased article(s): As per the tender document.

2 Deadline for Bidding:

10:00 a.m., May 15, 2025.

3 Direct Inquiries About This Notice To:

Agriculture, Forestry, and Fisheries Policy Division

Department of Agriculture, Forestry, and Fisheries

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima Aomori City, Aomori 030-8570 Japan

TEL: 017-734-9460

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、五戸東地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農道整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和七年四月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年四月五日から同月二十四日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭